

目次

1	申請に関すること.....	1
	申請要件.....	1
	記載方法.....	4
	提出書類.....	4
2	取組内容に関すること	7
	取組事項 1	7
	取組事項 2	7
	取組事項 3	7
	取組事項 4	7
	取組事項 6	8
	取組事項 7	8
3	報告に関すること.....	10
4	その他	11

1 申請に関すること

No	項目	質問	回答
1	申請要件	企業等の代表者が複数いて、そのうち一人が別企業の代表として本奨励金を申請したことがあっても、申請できるか。	申請できません。 例えば、A社の代表者がa氏とb氏で、b氏がB社の代表でもある場合、A社は本奨励金に申請できません。B社が本奨励金を申請した企業のグループ企業等になっている場合も申請できません。
2	申請要件	A社とB社の代表に就いている者が、それぞれの企業で申請できるか。	申請できません。 質問のケースでは、A社かB社かどちらかを選択し、申請してください。
3	申請要件	企業等の代表者が複数いて、そのうち一人が別企業の代表でもある場合は、それぞれの企業で申請できるか。	申請できません。 例えば、A社の代表者がa氏とb氏で、b氏がB社の代表でもある場合、A社の代表者をa氏、B社の代表者をb氏として申請することはできません。
4	申請要件	常時雇用する労働者に役員は含まれるか。	役員は労働者に含めません。ただし、例外としてハローワークで「兼務役員」として認められている場合は労働者とみなされますので、兼務役員であることを証明する書類（兼務役員実態証明書等）の写しを提出してください。
5	申請要件	子会社がいくつかあるが、付き合いのある企業が本事業に協力すると言っている。この場合は子会社のうちから同意を取らなくてもよいか。	(1) 中小企業等は、グループ企業の有無にかかわらず、お付き合いのある企業等から本事業に協力する同意が得られれば、その企業を「連携企業等」として、本奨励金に申請が可能です。 (2) 中堅企業等は、グループ企業があれば、グループ企業の中から本事業に協力することに同意する企業を選んでください。グループ企業のどこからも同意を得られなかったときは、申請できません。 ※ 別紙「グループ企業等として選定可能な範囲」をご確認ください。
6	申請要件	グループ企業等がないが、申請可能か。	申請可能です。 中小企業等、中堅企業等とも、グループ企業がない場合は、お付き合いのある企業等から本事業に協力する同意が得られれば、「連携企業等」とし、本奨励金に申請が可能です。 ※ 別紙「グループ企業等として選定可能な範囲」をご確認ください
7	申請要件	グループ企業として同意を取ろうとしている子会社の本社が都外にある場合、申請可能か。	グループ企業として同意を取ろうとしている子会社の営業実態が都内にあるか否かで、申請可否が分かります。 この子会社の事業所が都内にもあり、かつ都内での営業実態があれば、申請が可能です。この子会社の事業所が都内にない場合は、申請できません。

東京都男性育業推進リーダー事業奨励金 よくある質問（令和 6 年度用）

令和 6 年 1 0 月 1 0 日現在（※随時更新）

No	項目	質問	回答
8	申請要件	A 社の代表は a 氏と b 氏だが、b 氏は B 社の代表でもあり、C 社が本奨励金に申請した際に、B 社は C 社のグループ企業等として同意書を提出していると聞いた。この場合、A 社は本奨励金に申請できるか。	申請できません。 b 氏が代表である B 社が他の企業のグループ企業等となる予定があるため、b 氏が代表者の 1 人となっている A 社は本奨励金を申請できません。
9	申請要件	A 社と B 社の代表に就いている者が、A 社を申請企業とし B 社を連携企業とすることはできるか。	同一人物が代表となっている企業同士を申請企業、グループ企業等とすることはできません。
10	申請要件	グループ企業等を複数設定してもよい。その場合は、申請書にどのように記載すればよい。	複数設置しても構いません。その場合は、適宜行を追加してください。
11	申請要件	申請要件 11 の育業対象者はパートやアルバイトでもよい。	常時雇用する労働者の要件に当てはまるパートやアルバイトであれば、育業対象者とすることが可能です。 育業対象者は、令和 4 年度から令和 5 年度に、配偶者が子を出産した男性労働者であり、かつ都に勤務する常時雇用する労働者の要件を満たしていなければなりません。
12	申請要件	令和 4 年 3 月に配偶者が出産し、令和 4 年 5 月に育業した男性労働者は、申請要件 11 の育業対象者となるか。	育業対象者にはなりません。 「令和 4 年度から令和 5 年度までに配偶者が出産していないため。」
13	申請要件	令和 4 年 1 月に配偶者が出産し、令和 4 年 5 月に合計 30 日以上育業した男性労働者は、男性育業推進リーダーの要件を満たすか。	要件を満たします。
14	申請要件	育業対象者数には、令和 4 年度から令和 5 年度までに育業したことがある者は含まれるか。	令和 4 年度から令和 5 年度に育業した子について、令和 6 年度に育業する余地があるときは育業対象者数に含みます。令和 6 年度に育業する余地がないときは、育業対象者に含みません。 なお、中小企業等は 1 名以上、中堅企業等は 3 名以上の育業対象となる男性労働者が、申請日現在で都内の事業所に在籍していなければなりません。
15	申請要件	中小企業等の場合、申請要件 11 の育業対象者と、申請要件 12 の育業経験のある男性労働者等（男性育業推進リーダー）は同一人物でもよい。	同一人物とすることは可能です。ただし、申請要件 12 の育業経験のある男性労働者等の他に、申請要件 11 の育業対象者が 1 人以上在籍しており、申請要件 13 の男性育業取得率が 79% 以下を満たしていなければなりません。
16	申請要件	育業経験のある男性労働者等（男性育業推進リーダー）の「合計 30 日以上育業」とは、分割取得していても対象となるか。	同一の子に対する育業は分割取得していても構いません。ただし、同一の子に対する育業でなければなりません。

東京都男性育業推進リーダー事業奨励金 よくある質問（令和6年度用）

令和6年10月10日現在（※随時更新）

No	項目	質問	回答
17	申請要件	申請要件 13 の育業取得率はどのように計算すればよいか。	次の方法で算出してください。 (1) 令和4年4月1日から令和6年3月 31日の間に、配偶者が出産した男性労働者数（役員等は含みません。）を算出してください。正規雇用以外も含めます。この間に配偶者が出産した子が複数人いたとしても、男性労働者は1人と数えます。 (2) 令和4年4月1日から令和6年3月 31日の間に、配偶者が出産した男性労働者数（役員等は含みません。）のうち、その子について育業した男性労働者数（役員等は含みません。）を算出してください。この間に男性労働者が育業をした回数に関わらず、男性労働者は1人と数えます。 (1)/(2)が79%以下であれば申請要件を満たします。（小数点以下は切り捨て）
18	申請要件	申請要件 13 の男性育業取得率は、なぜ79%以下なのか。	交付決定後に取り組んでいただく取組事項4で、男性育業取得率を現状の取得率より1年で7%（3年で21%以上）上昇するよう目標を設定していただきます。現状が79%超ですと、21%を設定した場合に100%を超えてしまいますので、現状が79%以下でなければなりません。
19	申請要件	当社には、令和4年度から令和5年度までに配偶者が出産し、育業した男性労働者が1人おり、この男性労働者が合計30日育業した。この場合は育業取得率が100%となり、申請できないか。	申請できません。 育業した男性労働者の外に、令和4年度から令和5年度までに配偶者が出産したが育業していない男性労働者（常時雇用する労働者の定義を満たす者）が1人以上いなければ79%以下であることが確認できませんので、要件を満たしていないことになります。
20	申請要件	男性育業推進リーダーになる者は雇用保険被保険者でなければならないか。	男性育業推進リーダーを労働者から選任する場合は、雇用保険被保険者でなければなりません。加えて、申請要件1(3)の常用労働者の要件を満たしており、都内勤務であり、かつ6か月以上継続して雇用されていなければなりません。 交付申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書を提出した5名以外の労働者から男性育業推進リーダーが選出された場合は、実績報告時に、男性育業推進リーダーの雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、労働条件通知書等を提出していただきます。 なお、男性育業推進リーダーになる方は、役員等でも構いません。男性育業推進リーダーが役員等の場合は、雇用保険被保険者の要件はありませんが男性育業推進リーダーが兼務役員の場合は、実績報告時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、労働条件通知書等をご提出いただきます。

東京都男性育業推進リーダー事業奨励金 よくある質問（令和6年度用）

令和6年10月10日現在（※随時更新）

No	項目	質問	回答
21	申請要件	代表に育業経験があり、従業員が全て女性の企業の場合は申請できるか。	申請できません。 育業対象者となる男性労働者（都内勤務の常時雇用されている労働者であり、かつ6か月以上継続して雇用されている）が、中小企業等は1人以上、中堅企業等は3人以上在籍していなければなりません。従業員が全て女性の場合、奨励対象事業者要件を満たさないことになります。
22	記載方法	企業等の所在地はどのように記載したらよいか。	登記簿の本店欄のとおりに記載してください。
23	記載方法	担当者は誰を記載したらよいか。	提出した書類の内容が分かる、申請企業の役員や従業員を記載してください。申請企業以外の役員や従業員、委任を受けた代理人を担当者とすることは認められません。
24	記載方法	個人事業主の場合は、個人の住所地も記載しなければならないか。	個人事業主の場合は、住民票に記載された住所も併せて記載してください。（記入例記載の通り）
25	記載方法	合同会社の代表社員が法人だった場合、代表者職・氏名はどのように記載すればよいか。	代表社員である法人の名称に加え、職務執行者の氏名を記載してください。
26	記載方法	各様式に捨印は押印する必要があるか。	可能であれば、押印が必要な各様式の欄外余白に捨印を押印してください。様式に記載された内容について軽微な修正が生じた場合に、ご担当者に連絡の上、ご了承いただいてから捨印修正させていただくことがあります。
27	提出書類 (雇用保険)	都内に複数の事業所がある場合、雇用保険適用事業所設置届は何を提出したらよいか。	事業所ごとに手続きを行っている場合は、都内事業所分を全て提出してください。いずれか一か所で一括して手続きを行っている場合は、該当事業所分のみ提出してください。
28	提出書類 (雇用保険)	都外に本社があり、雇用保険の手続きを全て本社で一括して行っている場合（都内に雇用保険適用事業所がない場合）は申請できるか。	次の(1)(2)のいずれかに該当する場合は、申請可能です。 (1)常時雇用する労働者がいる事業所が、雇用保険適用事業所非該当となっている場合は、都外本社の雇用保険適用事業所設置届に加え、都内事業所の雇用保険事業所非該当承認通知書を提出してください。 (2)常時雇用する労働者がいる事業所が、労働保険継続事業の被一括事業とされている場合は、都外本社の雇用保険適用事業所設置届に加え労働保険継続事業一括認可等通知書を提出してください。

東京都男性育業推進リーダー事業奨励金 よくある質問（令和6年度用）

令和6年10月10日現在（※随時更新）

No	項目	質問	回答
29	提出書類 （雇用契約書）	常時雇用する労働者の定義のうち、有期雇用の場合、「採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者」とあるが、申請時点で採用から1年を超えていない場合には、雇用契約書に更新予定ありと記載されていればよいのか。	採用の時から1年を超える時点まで労働契約が結ばれていることが分かる雇用契約書又は労働条件通知書の写しを提出してください。提出された書類により、「採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる」か否かの判断を行います。 なお、「更新予定あり」としか記載がない場合は、引き続き雇用される見込みがあるとはみなしません。
30	提出書類 （雇用契約書）	労働契約書又は労働条件通知書は、申請時点の労働条件が示されているものを提出すればよいのか。	申請時点で都内に勤務する常時雇用する労働者が6か月以上継続して雇用されていることを確認できる書類を提出してください。6か月以上継続雇用していることを確認するために複数枚の労働契約書又は労働条件通知書が必要な場合は、全て提出してください。
31	提出書類 （事業所一覧）	派遣労働者も労働者に含むか。	派遣先企業の場合、派遣労働者は労働者に含まれません。自社で直接雇用する者を他社へ派遣している場合は労働者に含みます。
32	提出書類 （事業所一覧）	短期パート、アルバイトも労働者に含まれるか。	含みます。雇用期間、雇用形態を問いません。
33	提出書類 （事業所一覧）	経営者、役員も労働者数に含まれるか。	経営者、役員は労働者数に含まれません。ただし、兼務役員の手続きをしている方は労働者に含めてください。（No4のとおり）
34	提出書類 （会社案内又は会社概要）	提出書類に「会社案内又は会社概要」とあるが、会社のパンフレットやホームページがない（作成していない）場合はどうすればよいのか。	(1)会社名 (2)代表者名 (3)所在地名（登記上の本店所在地ほか全ての事業所） (4)事業内容が分かるものが記載されたものを作成して提出してください。
35	提出書類 （住民票記載事項証明書）	個人事業主の提出書類に「住民票記載事項証明書」とあるが、必要事項は何か。	代表者の住所、氏名、生年月日です。直近で転居している場合は、転居前の情報が必要な場合があります。 代表ご本人の本籍、筆頭者、個人番号のほか、同一世帯者の情報は不要なので省略してください。
36	提出書類 （印鑑証明書）	個人事業主の場合でも、印鑑登録証明書は必ず提出しなければならないか。	必ず提出してください。なお、申請及び実績報告時の書類には登録された印鑑を押印してください。

No	項目	質問	回答
37	提出書類 （都税の納税 証明書）	個人事業主で、代表の居住地の区市町村と事業所のある所在地の区市町村が異なる（いずれも都内）場合、個人都民税の納税証明書はどのように提出すればよいか。	いずれも都内であれば、居住地と事業所地、それぞれの管轄区市町村で個人都民税の納税証明書を入手し、提出してください。 なお、非課税の場合は、課税されていない理由が分かる書類（非課税証明書、確定申告書、所得税青色申告決算書の写し、免除決定通知書の写し等）を提出してください。
38	提出書類 （都税の納税 証明書）	個人事業主で代表の居住地が都外の場合、個人都民税の居住地分の納税証明書は提出できないが、この場合はどうすればよいか。	都外に居住している場合、都内事業所地について個人都民税の支払いを確認しますので、都内事業所地の納税証明書を提出してください。なお、非課税の場合は課税されない理由が分かる書類（非課税証明書、確定申告書、所得税青色申告決算書の写し、免除決定通知書の写し等）を提出してください。
39	提出書類 （都税の納税 証明書）	非課税証明書に替えて、滞納処分を受けたことのないことの証明でもよいのか。	滞納処分を受けたことのない証明は、滞納（未納）がないという証明にはなりません。課税されない理由が分かる書類（確定申告書、所得税青色申告決算書の写し、免除決定通知書の写し等）を提出してください。
40	提出書類 （都税の納税 証明書）	特定非営利活動法人（NPO 法人）で、収益事業を行っていないため、納税証明書が発行されない。この場合はどうすればよいか。	収益事業を行っていない場合は、次の(1)(2)を提出してください。 (1)定款 (2)都民税（均等割）免除決定通知書又は申請書（都税事務所の受付印のあるもの）の写し なお、収益事業を行っている場合は、通常の法人と同様、法人都民税及び法人事業税の納税証明書の原本を提出してください。
41	提出書類 （都税の納税 証明書）	社会福祉法人／学校法人等で、収益事業を行っていないため、納税証明書が発行されない。この場合はどうすればよいか。	収益事業を行っていない場合は、次の(1)(2)を提出してください。 (1)定款又は寄附行為 (2)決算報告書の写し なお、収益事業を行っている場合は、通常の法人と同様、法人都民税及び法人事業税の納税証明書の原本を提出してください。 法人都民税が非課税となっている場合は、次のア、イを提出してください。 ア 法人都民税の課税・非課税の判定票 イ 確定申告書の写し
42	提出書類 （委任状）	委任状を提出するのはどのような場合か。	申請企業に代わって社会保険労務士等が交付申請書類又は実績報告書類を郵送にて提出する場合は、必ず委任状を提出してください。

[▲目次に戻る](#)

2 取組内容に関すること

No	項目	質問	回答
1	取組事項 1 リーダー	男性育業推進リーダーが退職した場合はどうしたらよいか。	新たに、男性育業推進リーダーを選任してください。 男性育業推進リーダーの要件を満たしている者がいない場合は、奨励対象外となります。
2	取組事項 1 PT	プロジェクトチームでの検討はどのくらいの回数行えばよいか。	回数の要件はありません。社内で十分に検討を行ってください。
3	取組事項 2 社内調査	男性育業に係る現状と要望等の調査の対象は、学生アルバイトも含まれるか。	含めます。雇用形態等に関わらず、都内勤務の全男性労働者としてください。
4	取組事項 2 社内調査	社内調査の実施対象者には、調査時点で休業中の労働者も含まれるか。	休業中の労働者は含めなくて構いませんが、休業の期間・内容が分かる書類を提出していただきます。 休業中の労働者を含まない場合の調査回収率は、休業中の労働者を除いた全男性労働者の 5 割以上とします。
5	取組事項 2 社内調査	調査の実施対象者には、経営者、役員も含まれるか。	経営者及び役員は含めないでください。任意で回答することは差し支えありませんが、集計結果には含めないでください。
6	取組事項 3 研修会	男性育業推進リーダー以外のプロジェクトチームのメンバーが研修会を受講してもよいか。	研修会はどこでも参加できますので、プロジェクトチームのメンバーが受講しても構いません。 なお、男性育業推進リーダーは受講必須です。
7	取組事項 3 研修会	研修会への受講申込みは、交付決定前に行っても構わないか。	交付決定前に申込みを行っても構いません。ただし、必ず事業実施期間内に受講してください。
8	取組事項 3 研修会	研修会は事業実施期間外に受講してもよいか。	必ず事業実施期間内に受講してください。事業実施期間内に受講していない場合、奨励対象外となります。
9	取組事項 3 研修会	男性育業推進リーダーは東京都の研修会を受講することが必要となっているが、東京都の研修会とはどのようなものか。	東京都の研修会とは、「男性育業推進リーダー事業研修会・W e b 交流会」のことであり、研修会・W e b 交流会のうち、研修会の動画を視聴いただきます。 動画視聴後、確認テストに合格し、アンケート回答で受講修了となります。 詳細は、下記サイトをご確認ください。 https://ikugyoleader.metro.tokyo.lg.jp/
10	取組事項 3 研修会	男性育業推進リーダー事業研修会・W e b 交流会は、どちらも受講しなければならないか。	必須なのは研修会のみですが、W e b 交流会では他社と情報交換ができますので、ぜひ参加をご検討ください。
11	取組事項 4 サポーター	当社は、事業所が複数あり、それぞれの人数は 30 人程度だが、事業所ごとに男性育業推進サポーターを選任してもよいか。	ぜひ選任してください。申請企業は、常用労働者が 100 人以上在籍する事業所でなければ、男性育業推進サポーターの選任は必須ではありませんが、自社に男性育業推進サポーターを選任することについて制限は設けません。

東京都男性育業推進リーダー事業奨励金 よくある質問（令和6年度用）

令和6年10月10日現在（※随時更新）

No	項目	質問	回答
12	取組事項4 サポーター	当社は、事業所が複数あり、都外にも事業所があるが、都外事業所に男性育業推進サポーターを選任しなければならないか。	都内事業所のみで構いません。ただ、企業全体で男性育業を推進するために、ぜひ都外の事業所にも選任することをご検討ください。
13	取組事項4 サポーター	グループ企業等に、従業員が100人以上在籍している事業所が複数ある場合、100人以上従業員が在籍している事業所ごとに男性育業推進サポーターを選任しなければならないか。	その必要はありません。 グループ企業等は、企業全体で男性育業推進サポーターを1人以上選任してください。
14	取組事項4 サポーター	男性育業推進サポーターは、パートやアルバイトでもよいか。	男性育業推進サポーターは、雇用形態、雇用期間や性別等を問いませんので、パートやアルバイトの方を選任しても構いません。ただし、サポーターは自身が所属する組織内で男性育業を推進していくため、それを担える方を選任してください。
15	取組事項4 サポーター	男性育業推進サポーターは、男性育業推進リーダーから知識、情報等をどのように得ればよいか。	方法は問いません。 例えば、男性育業推進サポーターが複数人いるときは、サポーターだけを対象とした研修や座談会等を行う、申請企業の社内研修にサポーターも参加するなど、工夫して行ってください。
16	取組事項6 社内研修	社内研修をリモートで実施してもよいか。	リモートで実施しても構いません。リモートの場合でも、社内研修の実施状況が分かる写真を提出していただきます。写真が提出できない又は写真で実施状況が確認できない場合（例：研修資料が写真で確認できない等）には奨励対象外となります。募集要項18～19ページ 注意事項（3）（4）もご確認ください。
17	取組事項6 社内研修	社内研修は事業所ごとに分けて行ってもよいか。	複数回に分けて行っても構いません。
18	取組事項6 社内研修	社内研修に出席していない従業員に対しても、研修内容を周知しなければならないか。	社内研修に出席していない従業員にも、研修資料を配布する等により、必ず都内に勤務する全従業員（雇用形態を問わず）に対して、研修内容を周知してください。
19	取組事項6 社内研修	社内研修で使用する資料は、研修会受講時の資料に手書きメモ等を加えればコピーして使用してもかまわないか。	研修会受講時の資料の著作権は東京都にありますので、メモや追加資料を添付してもそのまま使用することはできません（全ページ使用、一部ページ使用いずれも不可。）。そのまま使用した場合は、奨励対象外となります。 研修会の資料に限らず、資料を引用する場合は、複製禁止のページでないか確認する、出典を明記するなど、著作権侵害とならないよう注意してください。
20	取組事項7 社外周知	社外への周知は、東京都産業労働局のホームページに掲載されるのであれば、独自に実施する必要はないか。	独自に実施する必要があります。東京都でも取組内容をホームページにて紹介させていただきますが、申請企業においても自社のホームページ、掲示等により周知を行ってください。

No	項目	質問	回答
21	取組事項７ 社外周知	社外への周知は、自社のホームページがある場合には必ずホームページにより行わなければならないか。	可能な限り自社のホームページに掲載をお願いします。なお、東京都産業労働局のホームページにおいて、企業のホームページにリンクを貼らせていただく予定です。
22	取組事項７ 社外周知	グループ企業等も社外への周知を行わなければならないか。	グループ企業等が独自で社外への周知を行う必要はありません。 ただし、グループ企業等の情報や取組内容等について、申請企業が取組事項７において社外周知を行います。社外周知を前提として、周知する内容をグループ企業等と調整してください。

[▲目次に戻る](#)

3 報告に関すること

No	項目	質問	回答
1	提出書類 (出勤簿等)	実績報告時点で、申請時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等を提出した者が退職している場合はどうすればよいか。	次の書類を提出してください。なお、退職した労働者の退職日の翌日時点で、申請要件を満たしていなければなりません。 (1)退職した労働者の出勤簿（退職日までのもの） (2)退職した労働者の雇用保険被保険者喪失届（退職日が分かるもの） (3)(1)の退職日の翌日時点で、都内勤務で常時雇用する労働者について、次の書類 ①雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用） ②雇用契約書又は労働条件通知書 ③出勤簿（奨励事業実施期間を網羅しているもの） なお、退職した労働者の代わりとなる、上記要件を満たす労働者がいない場合は、奨励対象外となります。
2	提出書類 (雇用保険被保険者資格取得等確認通知書)	男性育業推進リーダーが、交付申請時の常用労働者5名の中から選任された場合は、実績報告時に雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、労働契約書又は労働条件通知書を再度提出しなければならないか。	再度提出する必要はありません。
3	提出書類 (事業所一覧)	事業所一覧に記載する労働者数は、提出日の労働者数か。	報告日時点の労働者数を記載してください。
4	提出書類 (社外周知用)	様式第6号別紙、社内周知用、社外周知用の記載欄が不足する場合にどうすればよいか。	適宜行を追加していただいて構いません。あるいは、別紙として添付してください。

[▲目次に戻る](#)

4 その他

No	項目	質問	回答
1	中止	交付決定後に奨励事業を中止した場合でも再度の申請はできるか。	事業を中止した場合は、再度の申請はできません。
2	中止	業務多忙となったため、事業実施期間内に実施が出来そうもないが、事業を撤回できるか。	奨励対象事業者要件を満たさなくなった場合は撤回が可能です。奨励対象事業者要件を満たさない以外の理由は撤回ではなく、事業の中止となります。 （募集要項 9 変更・撤回・中止の(5)事業計画の中止 参照） 質問のケースでは、事業中止となりますので、中止の手続きをお取りください。
3	撤回	奨励事業実施期間中に人事異動があり、都内事業所に育業対象者が 1 人も在籍していない状態になった。どうすればよいか。	要件を満たさなくなりますので、「交付申請撤回届出書」をご提出ください。交付申請の撤回を行った場合は、要件を満たせば再度の交付申請が可能です。
4	委任	交付申請の際に委任状を提出している。担当者が業務多忙により対応ができないので、提出書類に関する東京都からの問合せや追加書類提出については、委任した代理人と東京都でやり取りしてもらうことは可能か。	東京都が、申請企業から委任を受けた代理人の方とやり取りをすることはありません。申請企業が代理人に委任できるのは、書類提出権限です。提出書類等の内容に関する東京都からの確認・問合せには、申請企業の担当者に対応していただきます。

[▲目次に戻る](#)